



令和8年度 輸入食品等に関する業務説明会

新潟検疫所食品監視課
令和8年5月21日

目次

1. 令和6年度、7年度の輸入実績
2. 令和8年度輸入食品監視指導計画
3. 令和8年度モニタリング計画
4. 新潟検疫所からの連絡事項（届出時の注意点等）
5. 質疑応答

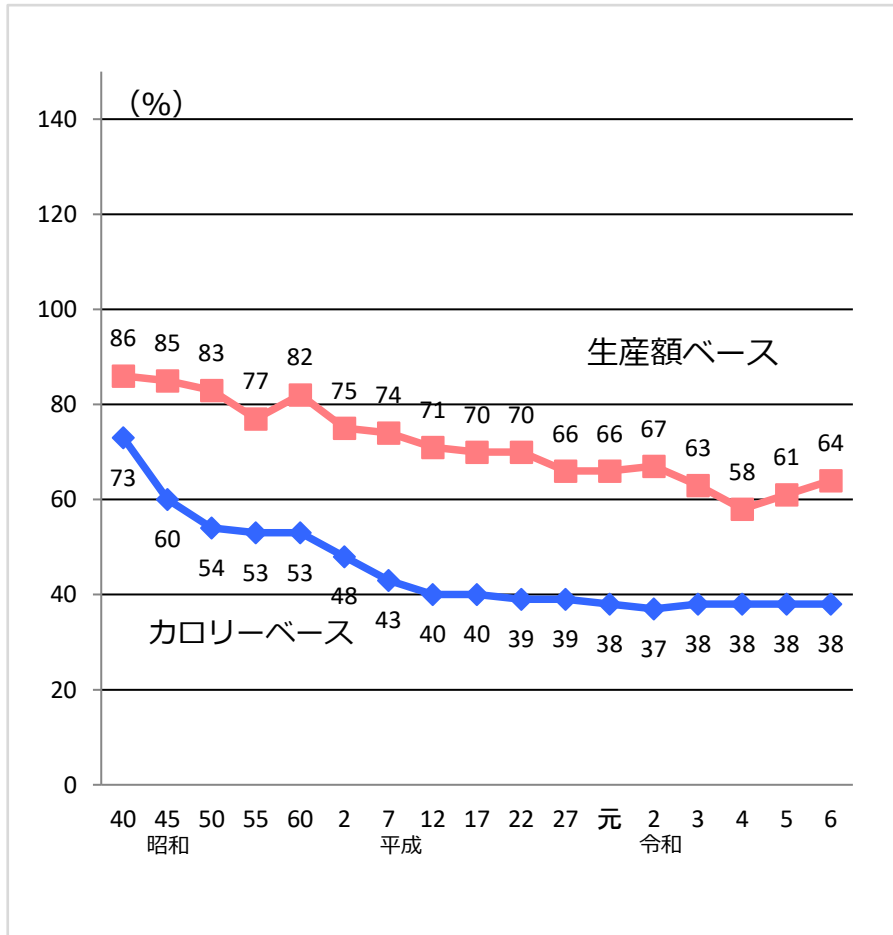


1. 令和6年度、7年度の輸入実績

- ・ 令和6年度 輸入食品監視指導計画監視結果
- ・ 令和7年度 新潟検疫所輸入実績（速報値）
- ・ 令和7年度 新潟検疫所違反事例
- ・ 輸入者に対する輸入前相談

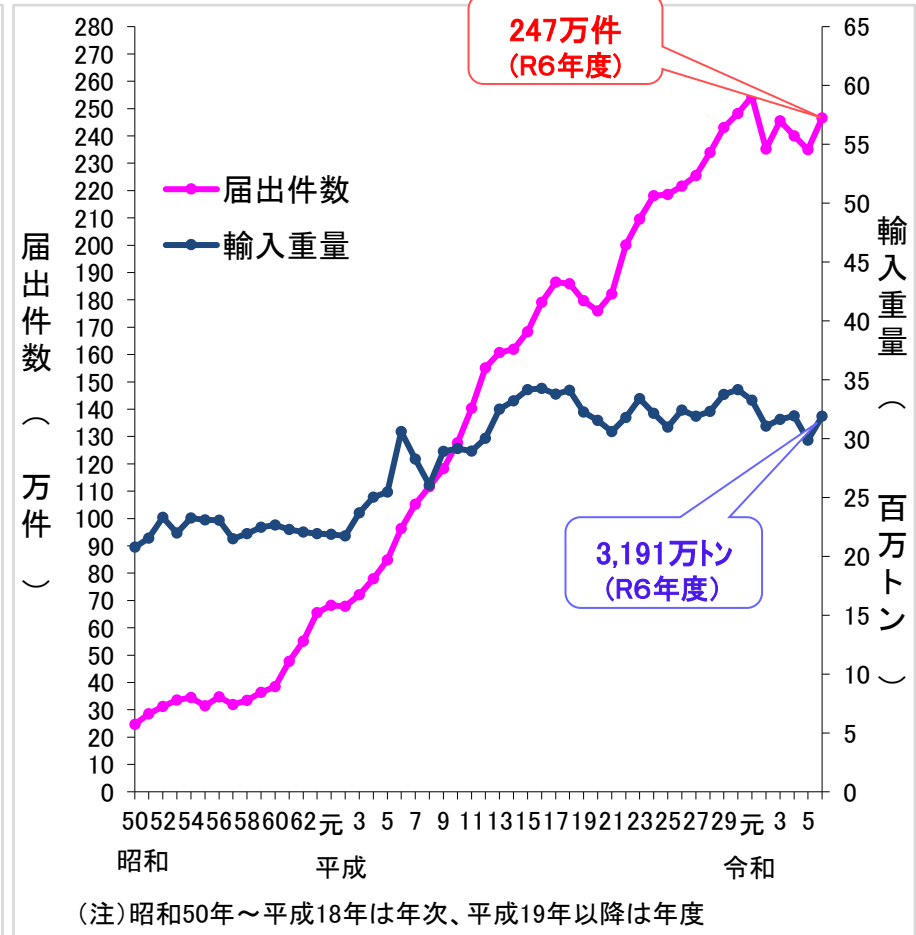
日本は食料の多くを海外に依存

日本の総合食料自給率の推移



(資料出所) 農林水産省「食料需給表」(令和5年度)

輸入食品件数・重量



(注) 昭和50年～平成18年は年次、平成19年以降は年度

(資料出所) 厚生労働省「輸入食品監視統計」(令和6年度)

令和6年度輸入食品監視指導計画監視結果

❖ 届出・検査・違反状況

- ◆ 届出件数 2,466,004件
- ◆ 検査件数 206,227件（検査率8.4%）
（検査命令 70,034件、モニタリング検査 48,050件、指導検査等 87,810件）
- ◆ 違反件数 731件（届出件数の0.03%）

❖ モニタリング検査実施状況

- ◆ 計画数延べ100,224件に対し、延べ100,982件実施（実施率約101%）

❖ モニタリング検査強化移行品目

- ◆ 34の国・地域の56品目

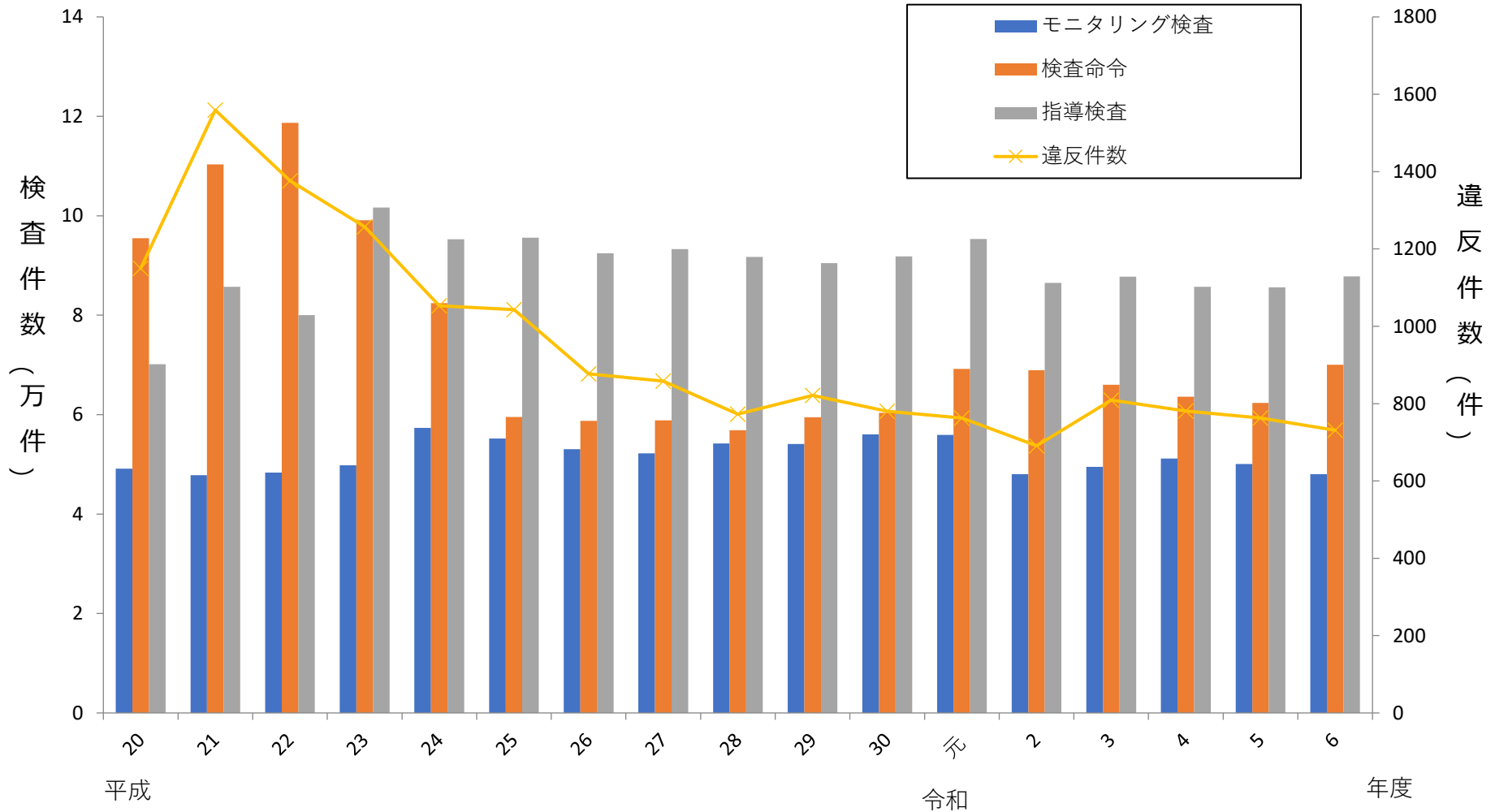
❖ 検査命令移行品目

- ◆ 11の国・地域の23品目

❖ 検査命令対象品目

- ◆ 全輸出国 4 品目及び33の国・地域の109品目（令和8年4月1日時点）

令和6年度輸入食品監視指導計画監視結果
輸入時の検査・違反件数の推移



主な食品衛生法違反内容（令和6年度）

違反条文		違反件数	構成比(%)	主な違反内容
6	販売等を禁止される食品及び添加物	194 (延数) 193 (実数)	25.0	アーモンド、とうもろこし、ピスタチオナッツ、落花生等のアフラトキシンの付着、杏の種子等からのシアン化合物の検出、蒸留酒からのメタノールの検出、米、小麦、菜種、落花生等の輸送時における事故による腐敗・変敗（異臭・カビの発生）
10	病肉等の販売等の禁止	2 (延数) 2 (実数)	0.3	衛生証明書の不添付
12	添加物等の販売等の制限	45 (延数) 43 (実数)	5.8	指定外添加物(L-トレオン酸マグネシウム、TBHQ、アゾルビン、アルコール脱水素酵素、イソオクタン、オレンジ I I、サイクラミン酸、トリエチルアミン、パテントブルー V、フマル酸鉄、モリブデン酸アンモニウム、ヨウ素化塩、硫酸アルミニウムナトリウム)の使用
13	食品又は添加物の基準及び規格	512 (延数) 477 (実数)	65.9	農産物及びその加工品の成分規格違反（農薬の残留基準超過、E.coli陽性等）、畜水産物及びその加工品の成分規格違反（動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過等）、その他加工食品の成分規格違反（大腸菌群陽性等）、添加物の使用基準違反（安息香酸ナトリウム、二酸化硫黄等）、添加物の成分規格違反、安全性未審査遺伝子組換え食品の検出等
18	器具又は容器包装の基準及び規格	24 (延数) 21 (実数)	3.1	材質別規格等の違反
68	おもちゃ等への準用規定	0 (延数) 0 (実数)	0.0	おもちゃの規格違反
計		777 (延数) ※731 (実数)		※第6条第2号及び第12条違反が1件 第12条及び第13条第2項違反が4件

令和7年度新潟検疫所 届出実績等（速報値）

年次		届出数重量		検査件数* ¹ (検査率：%* ²)	違反件数 (違反率：%* ²)
		件数 (対前年比：%)	重量 千トン (対前年比：%)		
令和 2年度	新潟	35,851(111.2)	242(97.1)	1,637(5.1)	0(0.00)
	全国	2,352,082(92.4)	31,064(93.4)	200,876(8.5)	691(0.03)
令和 3年度	新潟	32,324(90.1)	222(91.7)	1,420(4.4)	6(0.01)
	全国	2,455,182(104.4)	31,627(101.8)	204,240(8.3)	809(0.03)
令和 4年度	新潟	31,059(96.1)	181(81.5)	1,205(3.9)	3(0.01)
	全国	2,400,309(97.8)	31,919(100.9)	202,671(8.4)	781(0.0)
令和 5年度	新潟	30,392(97.8)	168(92.8)	1,296(4.3)	1(0.00)
	全国	2,350,033(97.9)	29,867(93.6)	199,272(8.5)	763(0.03)
令和 6年度	新潟	32,581(107.2)	216(128.6)	1,696(5.2)	11(0.03)
	全国	2,466,004(104.9)	31,913(106.9)	206,227(8.4)	731(0.03)
令和 7年度	新潟	33836(103.9)	200(92.5)	1,762(5.2)	4(0.01)

* 1 行政検査、登録検査機関検査、外国公的検査機関検査の合計件数から重複分を除いた数値

* 2 届出件数に対する割合

令和7年度新潟検疫所 月別届出実績(速報値)

届出月	令和6年度	令和7年度	前年度比 (%)
4月	2,682	3,232	121%
5月	2,955	2,902	98%
6月	2,723	2,952	108%
7月	3,121	3,258	104%
8月	2,532	2,589	102%
9月	2,694	2,908	108%
10月	2,730	2,610	96%
11月	2,699	2,636	98%
12月	2,679	2,669	100%
1月	3,248	3,053	94%
2月	1,948	2,865	147%
3月	2,570	2,162	84%
合計	32,581	33,836	104%

令和7年度新潟検疫所 品目別届出実績(速報値)

品目(大分類)	届出件数	構成比%	主な輸入品目	主な輸出国
畜産食品	0	0.00%		
畜産加工食品	68	0.20%	乳を主原料とする食品、ウズラ卵の加工品	シンガポール、オーストラリア、中国
水産食品	7	0.02%	サケ、エビ、わかさぎ	中国、ロシア
水産加工食品	723	2.14%	魚肉すり身、乾燥わかめ、乾燥ひじき、たこ、海苔	米国、中国、インド、タイ、ロシア、ベトナム
農産食品	148	0.44%	大豆、うるち米、そば	米国、中国、タイ
農産加工食品	2,563	7.57%	塩蔵野菜、水煮野菜、米粉、落花生加工品	中国、タイ、イタリア、米国、ベトナム
その他の食品	1,140	3.37%	米菓、糖類、ビスケット	中国、タイ、韓国、マレーシア、ベトナム
飲料	129	0.38%	雑酒、ワイン	韓国、スペイン、ベトナム
食品添加物	402	1.19%	アミノ酸、甘味料製剤、加工デンプン	タイ、ベトナム、中国
器具	27,518	81.33%	割ぼう具、飲食器具	中国、韓国、マレーシア
容器包装	474	1.40%	合成樹脂製容器包装	韓国、中国
おもちゃ	664	1.96%	知育がん具、動物がん具	中国、台湾
合計	33,836	100.00%		10

令和7年度新潟検疫所 国別届出実績(速報値)

順位 (届出)	輸出国※	届出件数	構成比	主な輸入品	順位 (重量)
1	中国(1)	28,043	82.88%	器具、米菓、塩蔵野菜、水煮野菜、おもちや、落花生加工品	1
2	韓国(2)	1,148	3.39%	器具、容器包装、糖類	7
3	タイ(3)	866	2.55%	器具、米粉、食品添加物	3
4	ベトナム(4)	739	2.18%	器具、魚肉すり身、糖類	4
5	マレーシア(5)	729	2.15%	器具、でんぷん、糖類	6
6	米国(7)	403	1.19%	魚肉すり身、米粉、米	2
7	フィリピン(6)	398	1.18%	器具、果実加工品	15
8	イタリア(8)	271	0.80%	冷凍食品(野菜加工品)、器具	12
9	台湾(9)	203	0.60%	器具、おもちや	16
10	ドイツ(10)	201	0.59%	器具、野菜乾燥品	20
他	24ヶ国	835	2.47%	器具等	
合 計		33,836	100.00%		

※(): 前年度順位

令和7年度新潟検疫所 違反事例

品目	違反条文	条文内容	違反件数	輸出国	主な違反内容	措置方法
材質 組み合わせ 器具	18	器具又は容器包装 の基準及び規格	1	中国	個別規格不適合（ポリプロピレンの蒸発 残留物基準超過）	破碎

原因の概要

他製品の原料が混入

令和7年度新潟検疫所 違反事例

品目	違反条文	条文内容	違反件数	輸出国	主な違反内容	措置方法
レトルト殺菌食品（野菜調整品）	13	食品等の基準及び規格	1	中国	規格基準不適合 （発育しうる微生物陽性）	焼却

原因の概要

製造途中の時間の管理不足

令和7年度新潟検疫所 違反事例

品目	違反条文	条文内容	違反件数	輸出国	主な違反内容	措置方法
うるち米	6	販売等を禁止される食品及び添加物	1	タイ	カビ臭、変色、腐敗を確認	焼却

原因の概要

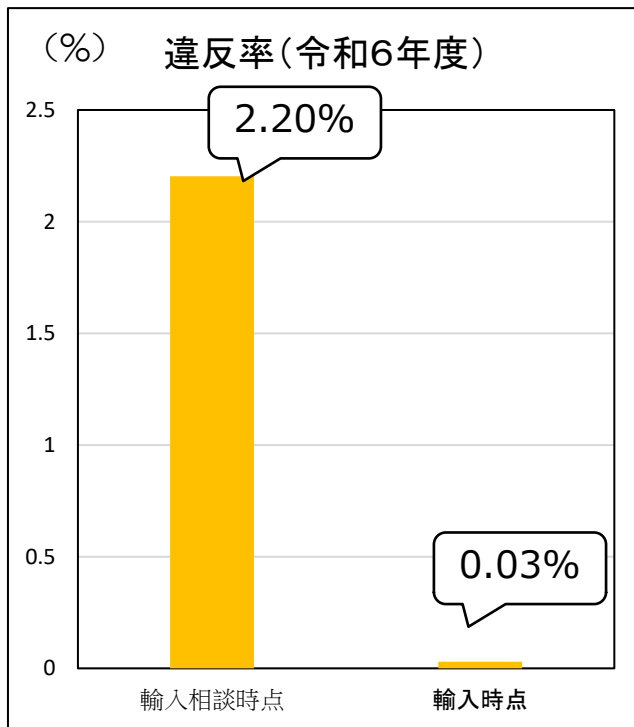
コンテナの扉に隙間があり、そこから雨水が入り込み水濡れが起こった。

輸入者に対する輸入前相談

食品衛生法に関する情報については、厚生労働省ホームページや検疫所を通じて随時提供する他、輸入者等に対して輸入事前指導を含めた個別の食品に関する相談対応の実施や説明会等を開催している。

❖ 輸入事前相談（輸入食品相談指導室）

全国13検疫所本所（小樽、仙台、成田空港、東京、横浜、新潟、名古屋、大阪、関西空港、神戸、広島、福岡、那覇）には輸入者のための輸入食品相談指導室を設置し、個別の相談に応じている。



輸入前相談時点で判明するケースが多い。

⇒ 輸入前相談により効果的に輸入食品の
法違反の防止が可能。

- ① 輸入届出件数：2,466,004 件
輸入時に判明した違反件数：731 件
- ② 輸入相談実施件数：21,654 件
相談時に判明した違反該当件数：477 件

(資料出所) 厚生労働省「令和6年度における輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」



2. 令和8年度輸入食品監視指導計画

① 概要

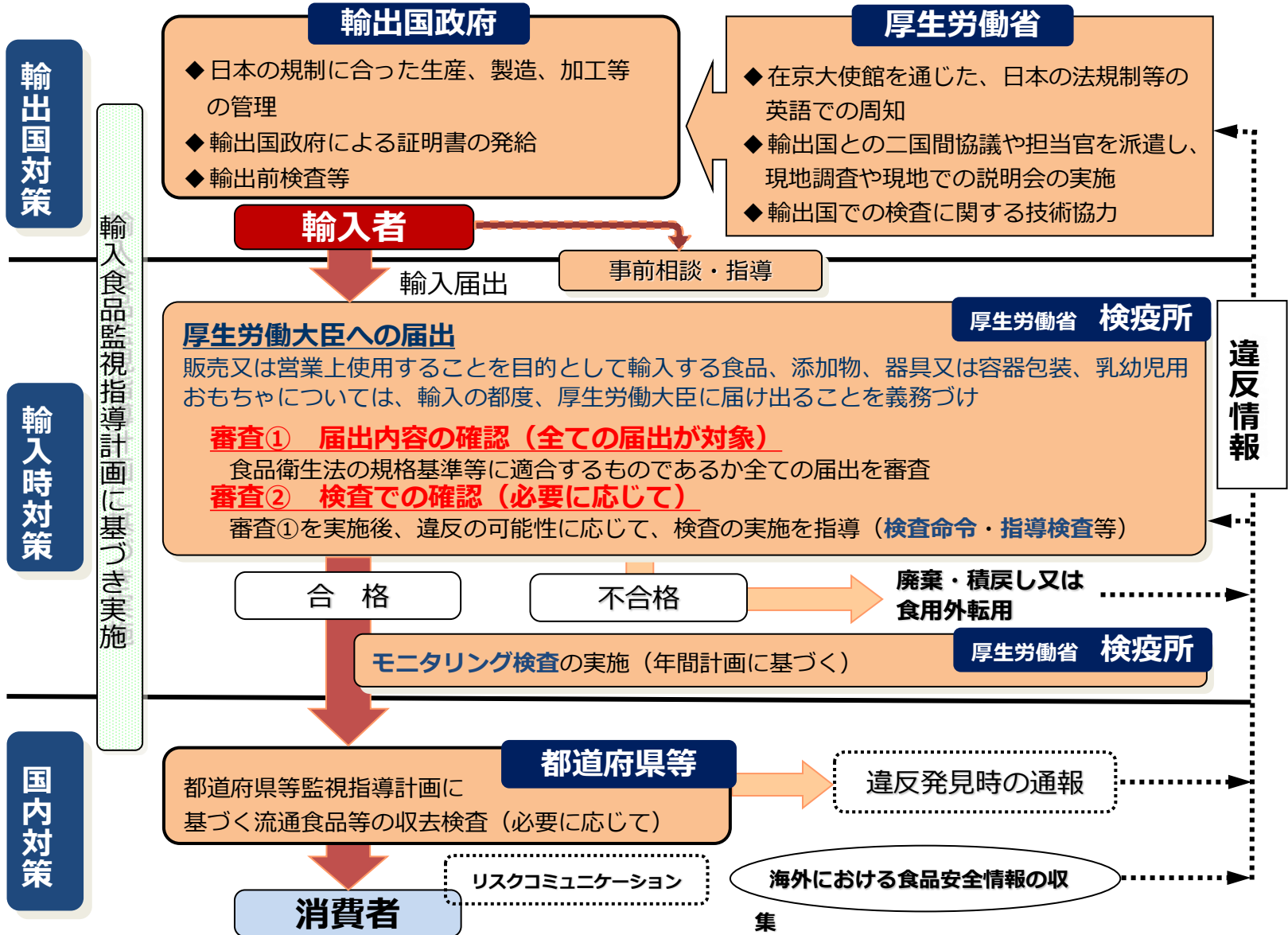
❖ 輸入食品監視指導計画について

- ◆ 輸入時の検査や輸入者の監視指導等を効果的かつ効率的に実施し、輸入食品等の一層の安全性確保を図るため、食品衛生法第23条に基づき、輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画を策定するもの。

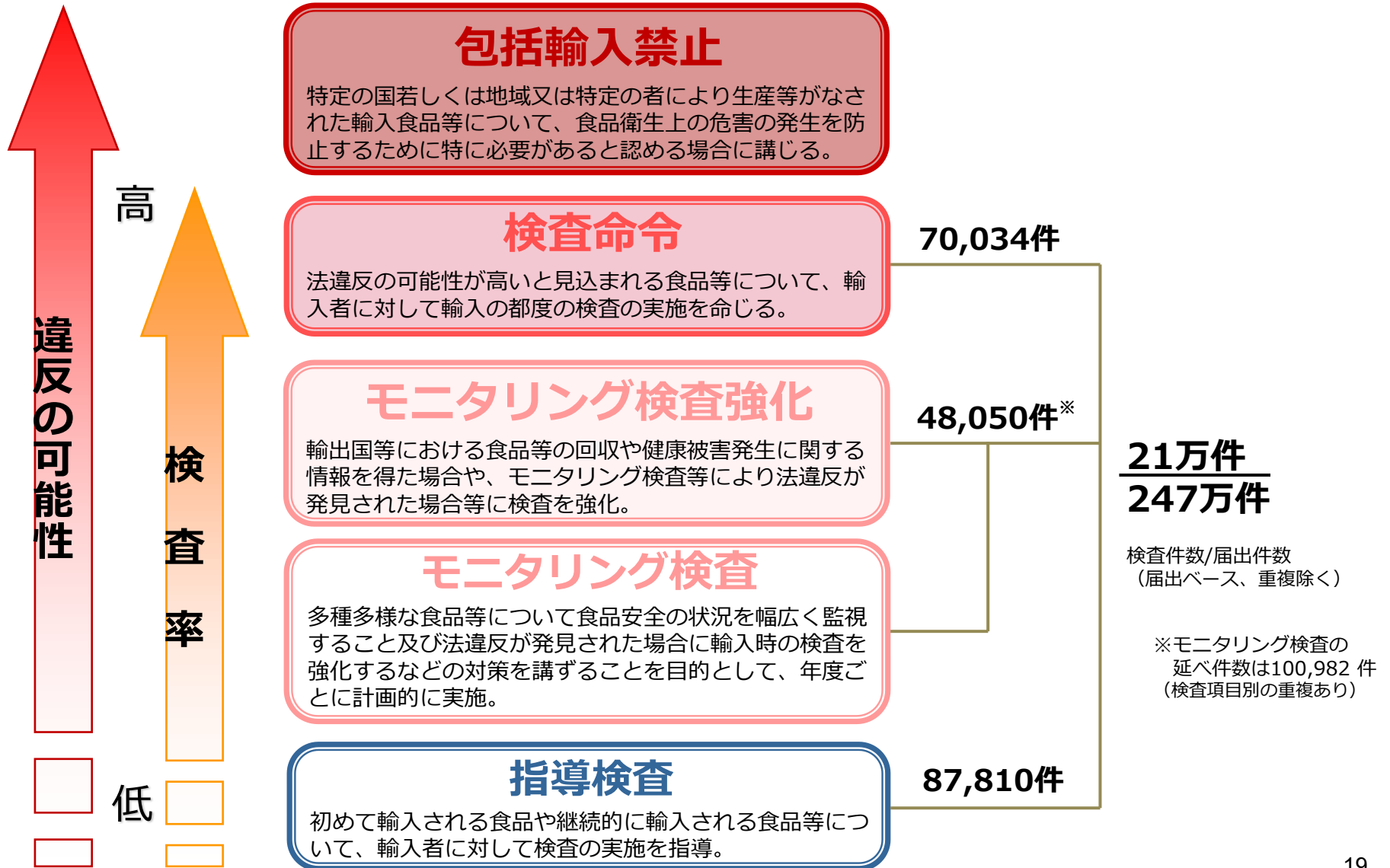
❖ 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

- ◆ 食品安全基本法第4条において、食品の安全性の確保は、国の内外における食品供給の行程の各段階において必要な措置が適切に講じられることにより行わなければならないとされている。この観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の3段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

輸入食品の監視体制



輸入時検査の仕組みと実施状況（令和6年度）



輸入時における検査制度

❖ 指導検査等

- ◆ **農薬や添加物等の使用状況や同種の食品の違反情報等を参考**として、輸入者の**自主的な衛生管理の一環**として、国が輸入者に対して定期的な（初回輸入時を含む）実施を指導する検査等

❖ モニタリング検査

- ◆ 多種多様な輸入食品について、**食品衛生上の状況について幅広く監視し、必要に応じて輸入時検査を強化する等の対策を講じることを目的**として、国が年間計画に基づいて実施する検査
- ◆ 国が費用負担、**検査結果の判明を待たずに輸入可能**

❖ 検査命令

- ◆ 自主検査やモニタリング検査、国内での収去検査等において法違反が判明するなど、**法違反の可能性が高いと見込まれる食品等**について、輸入者に対し、輸入の都度、実施を命じる検査
- ◆ 輸入者が費用負担、**検査結果判明まで輸入不可**

厚生労働大臣による検査命令

検査命令

健康被害の発生

健康被害発生の恐れ

腸管出血性大腸菌O157、アフラトキシン等
(同一の生産国又は製造者並びに加工者からの同一の輸入食品を対象)

違反

直ちに検査命令

残留農薬
動物用医薬品

違反

モニタリング検査
頻度アップ

違反

違反の可能性が高い
と判断される場合
検査命令

検査命令解除

輸出国の再発防止策の確立等違反食品が輸出されることのないことが確認された場合等

輸出国における衛生対策の推進

- ① 我が国の食品衛生規制の周知
- ② 二国間協議、現地調査等
 - ・ 検査命令対象食品等の輸出国の生産等の段階における衛生管理等の対策強化を推進
 - ・ 経済連携協定締結国等の食品衛生に係る情報収集
 - ・ BSEの問題に係る対日輸出牛肉の安全性確保
 - ・ HACCPに基づく衛生管理や衛生証明書の添付が求められる食品の輸出国における生産等の段階での衛生管理対策の確認等
- ③ 輸出国における監視体制の強化に資する技術協力等

令和7年度 海外情報に基づき監視強化を行った主な事例

海外情報の内容	対象国	対象食品
ヒスタミンが検出していたとして、 現地にて自主回収	イタリア	魚醤
リステリア・モノサイトゲネスが 検出され、現地にて自主回収	フランス	ナチュラルチーズ

輸入時の監視指導のポイント

① 輸入者への自主的な衛生管理の実施

- ・ いわゆる健康食品に対する健康被害情報の確認や、指定成分等含有食品の指導
- ・ 食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度に関する周知及び指導
- ・ 輸入届出の内容と実際の貨物が同一であることの確認の指導

② モニタリング検査の実施

- ・ 残留農薬等のポジティブリスト制度による残留農薬検査等の継続
- ・ 食中毒事例や病原微生物等の健康被害発生の高いと考えられる項目の重点的な検査
- ・ 違反状況、海外情報等に応じたモニタリング検査の実施

③ モニタリング検査以外の行政検査の推進

④ 検査命令の実施

⑤ 包括的輸入禁止措置の検討

⑥ 海外からの問題発生情報等に基づく緊急対応

令和8年度輸入食品監視指導計画

モニタリング検査計画数 約100,000件

※ 米・ねぎ・香辛料等の残留農薬、雑穀・落花生・豆類加工品等のかび毒、調味料・菓子等の添加物などを強化

検査項目	令和8年度	令和7年度
残留農薬	25,300	25,530
成分規格（大腸菌群等）	13,580	14,000
添加物	12,680	12,600
病原微生物（リステリア等）	15,000	15,310
抗菌性物質等	13,000	13,320
カビ毒（アフラトキシン等）	8,820	7,620
遺伝子組換え	950	950
放射線照射	670	670
検査強化品目（SRM除去確認含む）	10,000	10,000
合計	100,000	100,000

モニタリング検査の件数は、

- ① 統計学的手法に基づき、特定の食品群に1%以上の違反食品が含まれている場合、一定の信頼度（95%）で、1件以上の違反を発見することができる検査件数（299件）を基本としつつ、
- ② さらに、輸入件数、輸入重量、過去の違反率、違反内容の危害度を勘案し、食品群ごと、残留農薬等の検査項目ごとに、設定している。

輸入食品監視指導計画に関する情報提供について

1. 厚生労働省のホームページにおける情報提供

- 輸入手続、監視指導計画及び結果、統計情報、検査命令やモニタリング検査の実施通知、監視指導に関する通知等、違反事例、輸出国対策、FAQ等を掲載

日本語:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html

英語:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index_00017.html

2. 意見交換会、説明会等

- 消費者、事業者等との意見交換会

毎年、消費者、食品関係事業者、関係団体、行政担当官等を対象に、意見交換会を開催

- パブリックコメントの実施

毎年、輸入食品監視指導計画（案）について、広く国民の皆様の意見・情報を募集

- 講演会等への講師派遣

地方自治体及び団体が主催する講演会等にも担当者を派遣

3. パンフレット等の作成

食品安全の取組に関するパンフレット、ポスターや動画を作成（日・英）





2. 令和8年度輸入食品監視指導計画 ②食品、添加物等の規格基準の一部改正 について

食品、添加物等の規格基準の一部改正について①

令和7年10月29日

「器具及び容器包装の試験法に関するQ & Aについて」の一部訂正について

令和8年2月13日

「食品、添加物等の規格基準の一部改正について（器具及び容器包装に係る用途別規格の整理等に関する取扱い）」の一部改正について」

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和7年内閣府告示第95号）において、器具及び容器包装の試験法に係る改正（総溶出物規格の導入、食品擬似溶媒の変更、酸性溶液のpH域の変更及び試験溶液の調製における温度の変更（95℃から90℃への変更）等）がなされたところ。

改正前の規格基準による試験を行った場合に、人の健康を損なうおそれがあるものとして当該告示の改正が行われたものではないことから、当該告示により規格や試験法の変更に係る規定は令和8年6月1日から施行されるものの、令和12年6月1日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装及びこれと同様のものについては、従前の例によることができるとされたことから、経過措置期間後に改正後の試験法により改めて試験を行う必要はないと解して差し支えない。

食品、添加物等の規格基準の一部改正について①

「D 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格」の改正

旧

新

令和8年6月1日から施行

項目		
一般規格	材質試験	カドミウム
		鉛
	溶出試験	重金属
		過マンガン酸カリウム消費量



項目		
一般規格	材質規格	カドミウム
		鉛
	溶出規格	重金属
		総溶出物

項目		
一般規格	材質試験	カドミウム
		鉛
	溶出試験	重金属
		過マンガン酸カリウム消費量※
個別規格		...
		...
		...



項目		
一般規格	材質規格	カドミウム
		鉛
	溶出規格	重金属
		過マンガン酸カリウム消費量※
個別規格		...
		...
		...

※フェノール樹脂、メラミン樹脂又はユリア樹脂を主成分とする合成樹脂製の器具・容器包装を除く

食品、添加物等の規格基準の一部改正について①

溶出試験における試験溶液の調整法

旧

食品		食品擬似溶媒
油脂及び脂肪性食品		ヘプタン
酒類		20%エタノール
油脂及び脂肪性食品並びに酒類以外の食品	pH5を超えるもの	水
	pH5以下のもの	4%酢酸



新

令和8年6月1日から施行

食品		食品擬似溶媒
油脂及び脂肪性食品並びに クリーム		ヘプタン
酒類、牛乳、特別牛乳、 殺菌山羊乳、成分調整牛乳、 低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、 調整液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、 乳飲料及び調整粉乳（以下この表 において「酒類等」という。）		20%エタノール
油脂及び脂肪性食品並びに クリーム並びに 酒類等以外の食品	酸性食品※	4%酢酸
	上記以外の食品	水

※食品中又は食品表面が
pH4.6以下の食品

別段の規定があるものを除く。

食品、添加物等の規格基準の一部改正について①

乳等の常温保存可能品の容器包装

「E 器具又は容器包装の用途別規格」のうち、「4 乳等の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準」における常温保存可能品の容器包装に係る規定



「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品衛生法施行規則の一部改正について」

（令和6年3月19日厚生発0319第8号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）において規定

一部の試験法の削除等



「器具及び容器包装に係る規格基準に関する試験法等の取扱いについて」

（令和7年5月30日消食基第362号消費者庁食品衛生基準審査課長通知）において規定

その他所要の改正

- (1) 試験法に係る規定の改正
- (2) 試薬・試液等の改正
- (3) 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格の改正

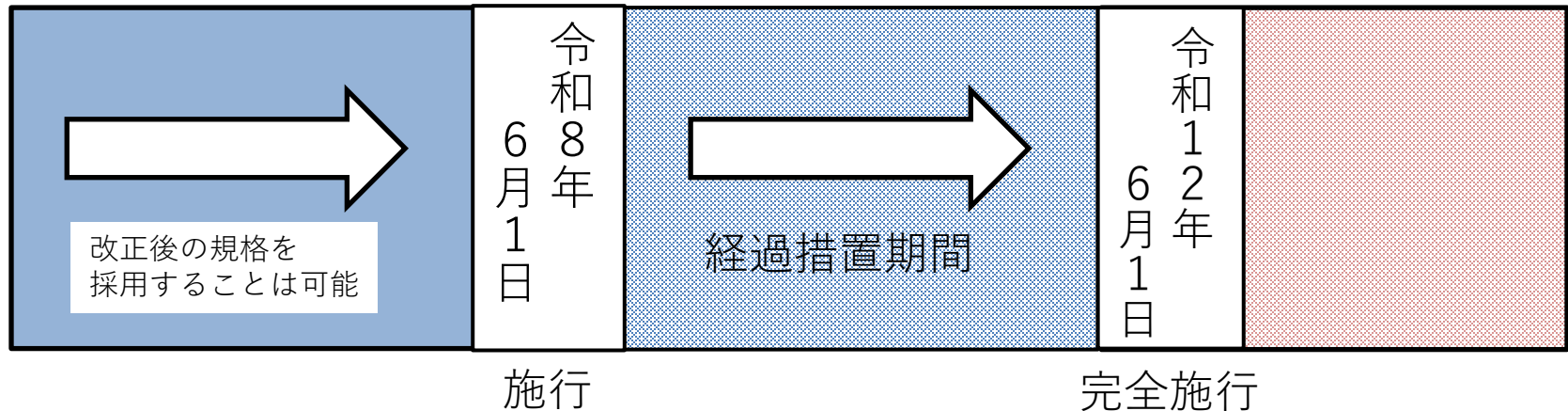



詳細は「食品、添加物等の規格基準の一部改正について（器具及び容器包装に係る用途別規格の整理等に関する取扱い）」

（令和7年5月30日消食基第361号消費者庁次長通知）

食品、添加物等の規格基準の一部改正について①

規格や試験法の変更に係る規定についての経過措置期間



 令和12年6月1日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装については、従前の例によることができる。

改正前の規格基準による試験を行った場合に、人の健康を損なうおそれがあるものとして改正が行われたものではないため、施行前又は経過措置期間中に改正前の規格基準に適合するものとして製造等されていたものは、経過措置期間後に改めて改正後の試験法により試験を行う必要はない。

食品、添加物等の規格基準の一部改正について①

施行前から改正後の規格を採用することは差し支えないものとしませんが、その場合、**部分的な試験の実施は認められません。**

旧 項目		
一般規格	材質試験	カドミウム
		鉛
	溶出試験	重金属
		過マンガン酸カリウム消費量

または

新 項目		
一般規格	材質試験	カドミウム
		鉛
	溶出試験	重金属
		総溶出物

上記いずれかで実施し、**過マンガン酸カリウム消費量試験**が本改正により削除されることから、当該試験を**実施せず**、かつ、施行前を理由に**総溶出物試験**を**実施しない**ということは認められません。
(右図)

項目		
一般規格	材質試験	カドミウム
		鉛
	溶出試験	重金属

食品、添加物等の規格基準の一部改正について②

令和7年6月30日

「ミネラルウォーター類におけるPFAS（PFOS及びPFOA）の成分規格の設定に関する食品、添加物等の規格基準の一部改正について」

- ・ ミネラルウォーター類（殺菌又は除菌を行うもの）
成分規格追加 ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）
ペルフルオロオクタン酸（PFOA）
- ・ ミネラルウォーター類（殺菌又は除菌を行わないもの）
製造基準における個別基準1.c「原水は、人為的な環境汚染物質を含むものであってはならない」の規定のもと、（殺菌又は除菌を行うものと）同じ数値基準で原水を管理
- ・ ミネラルウォーター類（殺菌又は除菌を行わないものであって、かつ、容器包装内の二酸化炭素圧力が20℃で98kPa以上のもの）
原水について、自主的にPFOS及びPFOAの濃度を管理し、（殺菌又は除菌を行うものの）成分規格の値を参考に可能な範囲で低減措置等の対応を検討することが望ましい

食品、添加物等の規格基準の一部改正について③

令和8年4月7日

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示について」

亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、
ピロ亜硫酸カリウム及びピロ亜硫酸ナトリウム

旧
(抜粋) 果実酒(果実酒の製造に用いる酒精分 1 容量パーセント以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。)雑酒にあつてはその 1kg につき 0.35g以上残存しないように使用しなければならない。



新
(抜粋) 果実酒(果実酒の製造に用いる酒精分 1 容量パーセント以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。)雑酒、清涼飲料水(ぶどう酒からアルコールを除去したもの及びこれにぶどう果汁(濃縮ぶどう果汁を含む。以下この目において同じ。))を加えたものに限る。以下この目において同じ。)及び清涼飲料水に加えるぶどう果汁にあつてはその 1kg につき 0.35g (清涼飲料水及び清涼飲料水に加えるぶどう果汁にあつては、二酸化硫黄以外の亜硫酸塩等のうち 1 種以上と併用する場合には、二酸化硫黄としての合計量が 0.35g) 以上残存しないように使用しなければならない。